

永野地区社会福祉協議会会則

(名称および事務所の所在地)

第1条 本会は、永野地区社会議協議会(以下、「社協」という)と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 社協は、永野連合町内会区域内における、地域の社会福祉を増進することを目的とする。なお、社協を政党及び宗教活動等に利用する一切の行為を禁止する。

(事業内容)

第3条 社協は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会福祉に関する調査、対策ならびに事業の計画実施
- (2) 社会福祉に関する普及啓発
- (3) 社会福祉関係団体との連絡調整と活動の促進
- (4) 社会福祉に関する研修
- (5) 社会福祉に関する各種募金活動への協力
- (6) その他、前条の目的達成に必要な事業

(会 員)

第4条 社協は、次に掲げる団体および機関等の会員をもって組織する。

連合町内会、民生委員児童委員(民児協)、赤十字奉仕団、青少年指導員、スポーツ推進委員、保健活動推進員、シルバークラブ、女性部、学校、PTA、ボランティアグループ、子供会、友愛活動員、防火防犯関係団体、消費生活推進員、環境事業推進委員、商店会、医療機関、その他社会福祉に関係する者

(役 員)

第5条 社協に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、会計監査 2名、事務局長 1名、福祉ネットワーク担当 1名、会計 1名、理事(自治会・町内会の代表者各1名)

(役員を選出)

第6条 会長、副会長、会計監査、事務局長および会計は、運営委員会で選出する。

- 2 理事は、原則として自治会、町内会代表者をもってあてるが、必要に応じて社協役員経験者または社会福祉関係団体役員経験者を、これにあてることができる。
- 3 社協には、会長が指名した顧問および相談役を置くことができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、社協を代表して、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、社協の事業を補佐し、是正することができる。
- 4 会計監査は、会計を監査する。
- 5 事務局長は、社協運営の庶務を担当する。
- 6 会計は、会計事務を担当する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第9条 理事会は、会長が招集し議長となる。

2 第4条の会員は、会長の要請に応じて、理事会に出席し意見を述べることができる。

(総会)

第10条 総会は、会長が招集し、第4条の会員が参加し開会する。

2 会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

3 総会は次の事項を審議する。

(1) 社協の運営及び第2条の目的を達成するための基本方針に関すること

(2) 事業計画および予算案

(3) 事業報告および決算

(4) 会則の改定

(5) 役員の改選

(6) 会長が必要と認めた事項

(総会の運営)

第11条 総会の議長は、理事の中より選任する。

2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(部会等の設置)

第12条 社協には、運営委員会を設置し、その他必要に応じて部会または委員会を設置することができる。

(経費)

第13条 社協の経費は、交付金、賛助金および寄付金等による。

2 社協に、基金を設けることができる。

(会計年度)

第14条 社協の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の準用)

第15条 本会則に規定されていない事項については、理事会において協議して決める。

(会則の変更)

第16条 本会則を変更しようとするときは、総会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

付 則

本会則は、平成元年5月14日から施行する。

改廃記録

1. 平成元年5月14日 制定

2. 平成27年5月23日 第5. 6. 7条会計追加・第8条(三役会)削除
会議を「常任理事会」と「総会」とし、条文整理

3. 平成29年5月13日 条文整理、改訂

4. 令和5年5月20日 第4条 女性部名称変更 第5条 副会長人数変更、福祉ネットワーク担当追加
第11条 議長の選任の「運営委員会に於いて」を削除